

## 第 59 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 要 旨 >

開催日時	平成 22 年 5 月 19 日(水) 午前 10:00 ～ 11:50
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	伊藤貞之委員、高見健次郎委員、西沢耕一委員、森俊偉委員、杉林憲治委員、久木義則委員、東出孝良委員、吉田信隆委員、東由美子委員、荒井美代子委員、矢田倫子委員 (出席委員/11名)
欠席委員	馬場先恵子委員 (欠席委員/1名)

<p>1. 議案</p> <p>2. 審議内容</p>	<p>・議案第 1 号 小松市景観計画 (案) について (意見聴取)</p> <p>議案第 1 号 小松市景観計画 (案) について          &lt;事務局より議案説明&gt;          小松景観計画 (案) について、スライドとペーパーの 2 つで説明する。『景観計画区域について』、『届出対象行為について』、『その他 (景観重要建造物・景観重要樹木の指定)』の案件について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小松市の景観計画の目的について</li> <li>・景観計画のスケジュールについて</li> <li>・小松市景観計画 (案) の内容</li> <li>・景観計画区域について</li> <li>・良好な景観の形成を図る区域について</li> <li>・まちづくり誘導地区について</li> <li>・景観計画区域内における届出等対象行為について</li> <li>・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についての説明。</li> </ul> <p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <p>私が小松市の景観まちづくり審議会の委員も兼ねておりますので、事務局から景観等の説明があり内容が重なると思いますが、報告させていただきます。景観形成に関する事項を調査審議する小松市の景観まちづくり審議会におきまして、平成 20 年 7 月にいしかわ景観総合条例の公布に伴って、「美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例」の見直しとして、「小松市景観条例 (案) 及び小松市景観計画 (案)」の骨格について審議してきました。平成 21 年 9 月の審議会におきまして、小松市景観条例 (案) 及び小松市景観計画 (案) について審議をし、一部修正を行いながら、承認をすでに得ております。</p> <p>小松市におきまして、平成 21 年 12 月に小松市景観条例の制定及び一部施行の運びとなっております。このような審議経過を景観ま</p>
委 員	

	ちづくり審議会で行ってきましたという事を報告させていただきます。
会 長	私からの質問ですが、石川県でこのような条例が設置されている自治体はどこですか。
事 務 局	石川県・金沢市・七尾市・輪島市・加賀市・小松市です。
会 長	現在、指定されている建造物や樹木はあるのですか。
事 務 局	今のところ指定はありません。
会 長	この件は、景観まちづくり審議会に諮るのですか。
委 員	<p>審議会の事務局がありまして、その中のワーキンググループで十分検討したものを景観まちづくり審議会で審議し、修正等を行います。その事に対して、市民の皆様からのご意見の募集を実施しました。</p> <p>本日の案件内容は、専門的な事が多いと思いますので、すぐに理解するのは難しいと思いますが、景観法の施行や石川県の景観条例等の作成があり、それに基づいて各自治体がもう少し具体的なものを作成していく位置付けとなっております。これが制定されると、これに従いながら、開発行為等を行うときに、届出義務が発生してきます。今までの景観は、お願い行政であったが、景観法の強制力が発生し、今までより具体的で細かいルール作りを各自治体がやっていくこととなります。それをまとめたものが、今回の景観計画です。ある程度の規模の大きい自治体から条例を作成しているのが現状です。</p>
会 長	建築物は、高さや面積等の数値でわかりますが、樹木等はどのように決めていくのですか。
事 務 局	景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針につきましては、景観計画・景観法上、これを定めないといけないとなっております。この方針につきましては、議案書 45 ページで説明します。建造物や樹木については、国宝や重要文化財等の文化財保護法に基づいて指定されて守られているが、文化財の中でもまだ登録されてないとか、その地域においてシンボル性があるようなものに対しては、比較的年代が新しくても、形成上重要な価値があるものについて、指定する事ができると方針を示している。これを指定する時には、所有者等の同意を得た中で、その方々からの管理や保存などに関する事など、景観法上はある程度の制限がされます。そのような点を確認した中で指定していくこととなります。

委員	<p>今回は、指定の方針を景観計画に定め、今後、そのような指定をしたいという事がありましたら、所有者等と景観まちづくり審議会とで説明させていただいて、指定していく方向となります。</p> <p>材木町など、景観法で景観形成をしてきました。その上で細かいルール等もあり、一方で補助等も付くが制約も出てきます。そのような具体的な事例があり、樹木についても、地域にある昔からのシンボリックな大きな木や市民の方が共通認識を持って景観的にも重要な役割を果たしている樹木があれば、景観対象として指定する事ができます。そうすると、勝手に伐採できなくなります。そのような事があって街全体の景観をよくしていく考え方です。樹木や公共の建築物で景観にふさわしいものは、指定をすることができます。そのような事が今回のルールの一つであり、対象の樹木の所有者が民間の人で、そのような制約を受けたくない人は、断ることができます。今までより具体的な動きになっているが、小松市で指定されているものはありません。今後、ふさわしいものが出てくれば、指定に向けて具体的に進んでいきます。</p>
委員	<p>まちづくり誘導地区の近代的景観地区は、今後、どういう方向で整備されていくのか。大川町の方は町家造りの家が建って街を形成しており、レンガ通りも完成したら、あのような感じになるのであろうと思います。</p>
委員	<p>冒頭の説明を聞きますと景観の地区や区域をまず定め、その中で一定の行為については届出を必要とするとなっていますが、例えば、その地区や区域にある建物や所有者がいた時に、新たに建物を作ろう・増改築しようという時には、今後、このような規制の対象になるものには届出をしてくださいという事だと思います。そこで、金沢の東茶屋街はきれいに整備されていますが、あれは協定か何かに基づいているのですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>そのようなこともこの計画に含まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、入っています。まちづくり協定地区といい、その中に重点地区と推進地区があり、材木町や栗津温泉については、基準の内容がかなり厳しくなっており、木材の使用などがあります。その代わりに補助を市の方から半分しようという事になっており、上限 500 万円の半分に当たる 250 万円を市から支援させていただいております。</p>
委員	<p>私は景観まちづくり審議会の委員でもあり、今の話や先程の話と</p>

<p>委員</p>	<p>関係すると思うので少し補足させていただきますと、景観的なゾーニングとしての地区分けとしまして、先程のレンガ通りの地区は近代的なつくりを景観的にやっていき、大川町の方は、伝統的な景観を推進していく地区です。それから、お旅をもっとまちづくりに反映したらいいとの話と旧八町が伝統的な景観の重点地区という事で、そのようなまちづくりと景観がうまく整合していくように、このようなゾーニングも当然諮っていく事になるのです。その枠の中で、建物についても諮っていくように努めていくという事になっております。</p> <p>この計画ができると、建物を作ったりする事によりいろんな制限がかかるという事ですが、木場潟の西園地から白山を見ますと非常にきれいであり、小松の財産だと思えます。その景観を保つためには、西側から見て東側に極端な建物が建ったら都合が悪くなるのだと思えます。土地の所有者が自分の土地を有効利用したいとなった場合、制限を受けると思うのですが、どれだけの周知はされているのですか。後日、これが決まったから制限を受けるといって、所有者がお困りになる面があるのではないかと思いますので、そのへんの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまの質問は木場潟から見る白山眺望という事であり、これは平成 21 年 1 月に県の方で白山眺望計画の中で施行されております。五郎座橋から湿原の森という部分の中で、44 ページにあります木場潟の五郎座橋から白山の頂を見る法線から北側へ 15 度の方向と湿原の森から白山の頂を見る法線から南側へ 15 度の方向との間の部分が特別地域としております。15 度の方向から各々 30 度の方向は、眺望景観保全地域として指定されています。このページの表は、人の目線から白山を背景とした中山間地があり、稜線を切らないような高さを推定しており、その稜線を切らないものまでは認める事になっております。この図面にあるように、色によって高さの制限が決まっておりますが、地域によっては地盤の高さにより高さの制限が変わってくる部分が出てきます。基本的には、その背景となる稜線を切らないような高さや色彩の制限をするという事になっており、色彩については、これまでは文章で色を表現していたが、これからは、マンセル値で指定し、基準の範囲内なら認めましょうという事になっております。先程からの高さ等に関する考え方は、あくまでも中山間の稜線を切らないような高さとなっております。</p> <p>住民説明会につきましては、県の方で平成 20 年 2、3 月に関係町内会及び関係住民を対象として説明会を実施しております。また、全体につきましては、平成 20 年 3 月の段階で、市全体部分も含めまして、県が主体となり説明会を実施しております。</p>
<p>委員</p>	<p>地元に対して説明してあればそれでいいです。木場潟西側から白</p>

	<p>山を眺めると景色が良く、景観が保全される事が望ましいと思います。制限を受ける場所に住んでいる人はそこまで理解していないのではないかと思われたので、説明をしっかりとすればそれでいいのです。</p>
<p>委員</p>	<p>これまでも建築基準法上の高さ制限があったと思うのですが、さらにこの計画の制限を実施すると、これまで制限がなかった所が、この計画によって高さ制限が出てきて、制限を受ける区域が広範囲に広がったり、規制による影響が強くなったりするのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>小松市全体の高さについては、以前の大規模建築物の届出があり、1,000㎡、13mを超えたものについての届出となっていました。景観区域につきましては、そのような基準的なものは変わっておりません。ただ、景観の度合いについては、重要地域から特別地域へと段階的に定めております。そういった点につきましては、当然、景観条例に基づく届出は広がってきていると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今から届出するものに関してはわかるのですが、現在あるものに対しては、どのような対策をしていくのか教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には白山眺望の視点からの部分としては、木場潟園地の遊歩道の部分から白山を見る部分について制限をかけるという形になります。遊歩道の部分から旧8号である国道305号までの部分については、加賀産業道路と小松バパス沿線の道路境界から2kmという範囲の部分が景観形成重要地域という形で指定されております。そのような重要地域になりますと、届出基準の建築面積が500㎡又は高さが13mを超えると届出義務があり、それに伴い提出していただいたものについて、景観法上に照らし合わせて判断するもので、これまでの部分については、改築等がある時においてお願いしていこうと考えておりますが、その中には既存不適格の部分もあると思いますが、その点については、今後の改築に合わせて指導なり助言を行っていきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>面積・高さ・色等以外の建物の形としてはどんな考えですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>デザイン・意匠については、景観形成基準として37ページの形態・意匠に掲載されていますが、重要地域などの部分については、その周辺の景観に合うようなものにといい文章になっており、形がその周辺にとけこむものであればいいのではと考えております。ただ、市の方で促進地域を指定しているような北国街道沿いや曳山の重点地区などについては、小松には歴史的・文化的な町家の風情があります。土地利用上、商業という部分もあり、その点は色などを街並みに合わせていただけるといいと思います。</p>

	<p>ます。町家という事になりますと、小松町家の特徴を活かすという事で、材木町などのまちづくりの基準というものもあります。そのようなものに合致すれば、重点地区であれば補助をしていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>本折町商店街の事ですが、建物の高さが一定していると思うのですが、何らかの規制に基づいているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その場所については、高さや地区計画等を定めていませんが、設置されていたアーケードの老朽化があり、また北国街道沿いという事で、県の方で無電柱化も含めて整備を行ってきた経緯があります。以前の都市計画道路拡幅時、商店街としてアーケード設置に伴い建物等を自分達で合わせたかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>建物に対する高さや色等の制限があり、このような行為を規制されると、若い人達が住めなくなり、人口減少に繋がるのではないかと。このような疑問を持っている所もあると聞きます。現実的な面を見て、小松のまちづくり・景観づくり・開発づくりなどいろいろあると思いますが、あまりきれい事すぎるのも、窮屈だと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>昨日の新聞でゴールデンウィークにおける温泉客の統計が掲載されておりました。その中において、山中温泉は、景観条例も含めてまちづくりを進めてきます。また、山代温泉もよかったと思えます。その中で栗津温泉は、規模に伴い数字的には健闘していたのではないかと。金沢を見ますと、新幹線開業を前に、駅周辺における電柱の地中化や町家の整備などまちづくりというものに重点を置いています。やはり、規制をかけていく地域とそうでない地域とで色分けをしていき、住みやすいまちづくりや人が集まってくるように、街の景観を見ていただいて小松市の街並みは素晴らしいと言っただけのようにしていったらいいのではないかと。この計画を見ていたら、変わってきた感じがします。町家などを残しながら、落ち着いた街づくりをしてきている。そのようにまちづくりをやっていかないといけないと感じています。</p>
<p>委員</p>	<p>芦城校下 39 町内においては、まちおこしを実施しようと思いましたが、まちづくりは難しいが、まちおこしは、各町内の歴史・伝統や由来があるからそれを利用するという一つの考えであると思えます。他の町で何年前から町おこしを実施している例があるので、39 町内すべてで実施できれば、それは一つのまちづくりではないかと考えました。基本的には小松市全体の事を考えなければならないが、旧市街から充実していき、住宅街などの区域を作るなど街を形成していけば景観が整ってくるのではないかと。思えます。</p>

事務局	<p>この景観計画の届出対象行為は、あくまでも規定の高さを超えた場合に届出が必要であるというような制限でございますので、高さを制限しているのは、白山眺望の場所で制限しております。あくまでもこの高さ以上のものを建てられないという話でなく、届出を出していただいて、周りの景観に溶け込んでいるかどうか、そのような基準に基づいて確認させていただき、高さがそれ以上であっても色やデザインなどについて協議をさせていただいて、進めていく事なので建てられないという話ではありません。あくまでも、景観を守ってまちづくりに活かし、小松の特色を伸ばしていく方向ですので、ご理解をお願いいたします。</p>
委員	<p>例えば、加賀市橋立地区ですと、昔の北前船の名残の中でまちづくりを実施してきたとお聞きしており、その中で様々な人が訪れているとお聞きしております。代表的に言いますと、金沢の武家屋敷跡は、規制をかけながらやってきていますが、何か建物の改修などがあると補助金を出すなど実施しており、そのようなまちづくりを皆さんが見に来ています。小松において、そのような街をどうやって作っていくのか。旧市街には、町家造りが多く残っており、これをどう活かしていくかという事だと思います。</p>
委員	<p>まちづくりの一環としての宣伝が重要だと考えます。</p>
会長	<p>景観計画の目的は何か。木場潟だと白山であり、白山をバックにしての景観である。では、街中だと何を対象に景観を決めているのか。そうしますと、まちづくりという問題にたどり着きます。個人的には、規制ばかりをすると後で規制による問題も出てきますが、逆に景観が守られないという半面もあり、森委員の専門家から見てもう一度詳細に検討していただき、各地区の将来像を我々が希望を持てるようなもので示していただきたい。それに対して皆さんが協力できるのではないかと思います。建物をつくる人が自覚できるような景観計画を作成してほしいと思います。特に、小松の旧市街地は、景観に対してははっきり見えてこない部分があり、方向性を示していただきたい。材木町みたいに熱心な人がいる地域はいいのですが、そうでない地域では、まちおこしなどを旧市街地の活性化に役立てていきたいと思っています。</p>
委員	<p>基本的な景観の考え方というものは、メリハリを付ける作業だと思います。今までは、新旧の物が混在してきて非常に混乱した状態になっていました。それをもう少しメリハリを付ける意味で、歴史的な要素の部分はより評価を明確にし、自然要素があるところは自然要素がより際立つように、近代・現代的な所はその持ち味が十分発揮できるように持っていく作業が基本となっていくと思います。高さの話など色々ありましたけど、当然のように建築基準法もあ</p>

りますし、用途地域によってゾーン分けができてい部分もありますので、そのようなものを基礎にしながら、景観という視点で多少の調整を諮るとい事になっておりますので、極端な事は起きないと思ひます。

小松市の計画は県の計画に従っているの、他市に比べまして規制は緩やかであり、例え、金沢や京都は、ここまでやっているのかくらい規制をしています。その点を見ますと、そんなに心配する事はないと思ひます。今までの高度成長の中で人口が増えて都市が膨張していく中であれば、先行投資して受け皿を設けるの対策が必要となるが、経済の停滞もあり一般の方の興味のあり方も変わり、人口が増えないのなら交流人口を増やし、その場所に留まる時間を長くしてもらうような事をしていかないと、なかなか経済的にも上手く合っていないと思ひます。そうすると、観光行政の部分が非常に重要となり、小松は空港などの交通の点からしても観光客を呼べる要素は十分にあります。ただ、今までの小松の街は見えにくくなっておりまして、観光客には小松に留まってもらえなかったわけであり、これからはメリハリを付けて、小松の街を見えやすく理解できるものにする事が必要であろうと思ひます。小松市が景観に力を入れ始めたのも、このような事を踏まえた動きの一つであると、金沢市などの計画に関わっている私の見解です。

会 長

私の視点ではあるが、市街地は、どうなっていくのか非常に関心が大きく、委員が言われたように、小松の街をどうしていくのか、どのようにして人に見えるようにするのか、皆で協力してやっていく必要があると思ひます。

委 員

会長のご指摘の通り、自治体間同志の競争の中において、どうまちづくりをしていくかが行政の基本的な考え方だと思ひます。我々が一番心配する事は、県内では金沢市のみが交流人口の増加に繋がるの話を周りから聞こえてくる点であり、小松市には、国際便もある空港や高速道路のインター、JR線などがあり、交通網に関しては整っているわけでありまして。それをどのように活かしていくのが重要になってきます。

会 長

個人的には、規制が強くなるのではないかと心配していましたが、事務局等からの説明がございまして、専門家で考えていただいて将来の小松の景観を考えた上で、まちづくりを進めていったらいいのではないかと思ひました。

委 員

金沢の東山や武家屋敷などは、小松市が実施しようとしている景観など、いろんなものを組み合わせる規制をかけ、今の状態となったと思ひますが、日本全体への発信方法はどのように実施したのでしょうか。発信のやり方によっては小松という情報を知れば来ると



委員

と思いますが、小松の方にお客さんが来られてどこに行くといった部分で、金沢であると兼六園は有名であり、そこから少しくと東山で、そこに行こうとする情報が雑誌その他を別にしまして、金沢市自身が発信元だと思いますが、小松市の場合はどのような発信のやり方で知ってもらうのか、先生はどうお考えですか。

金沢は、簡単に今の状態になってきたわけではなく、ここ15～20年の間、発信という努力を続けてきたわけであり、シンポジウムなどの啓蒙活動は大変な回数の実施となっています。東山は連携地区として古い街並みとして残すなどの位置付をし、国との協議の中でやってきているわけで、実績をきっちり積んできています。金沢の場合は、歴史的な街としてはっきりしていますし、市民の皆さんがそのような認識があり、割と合意を得やすい状態です。また、金沢市は様々なルール作りを先行してやっており、日本の自治体の中で独自の条例をこれ程たくさん持っている所がないのではないかと思います。私達もこれだけの条例を市民の方がこなしかれるのかと言っているくらいです。景観の話であったり、都市マスタープランなどの見直しであったり、具体的な施策とセットでやっているという事は、実際にやっていかないといけなくなります。まちづくりは一発アイデアで進むものでなく、景観などとリンクさせないかぎり簡単に街の進む方向が定まりません。金沢市は、いろいろなものがリンクしあうようになっています。旧街中であつたら、時間を限定して車を通さないなどの歩けるエリアを増やしています。街中に魅力を設けようとすれば、安心して歩けるゾーンが増えなければならないわけであり、その代わりに我慢しなければならない部分がでてき、上手く調整しながらやってきています。最近では、このような事が外部の評価を受ける事となったのですが、15年前では街中にもっと人が住めるような施策をしようとし、補助を出そうとすると反対がものすごく多かったのですが、実績を生むことができ、ようやく市民の皆さんに理解を得てやりやすくなってきた感じです。最近では、外から注目も集まり始め、多くの人々が来訪する事による情報発信にも関連してきます。そのような積み重ねで、長いスパンでようやく上手くいく事ができました。富山市は、戦災の影響で歴史的な資源などはあまりなく、JRから譲り受けたライトレールの活用や自転車で行動できるエリアを設定して、かなり強力的に施策を実施し、すぐに結果に結び付くようにいろいろとやっております。そのような意味では、小松市においてもいろいろとリンクさせないといけないとの意見を聞くようになってきました。町家の取り扱い一つにしても、そのような活動も増えてきましたし、市民との協働と意味合いのボランティア関連でやろうという人の意識の変化もみられるようになってきたように感じます。そのような事は簡単に進むものでなく、平日頃の積み重ねが報道されたりしながら、結果が見えてくるものです。

委員	いろいろなものとのリンクの仕方を上手くしないといけないと思います。
委員	そのような情報を外の人に理解してもらう仕組みをどのように作るか重要です。小松は、歴史のある街なので、いろんな材料があると思いますが、今までそのようなものは見せていなかったと思いますし、それぞれ顕在化してくればそれなりの効果が出てくると思います。
会長	他に意見はないでしょうか。 ご意見がないようですので、本日は意見聴取でございますので、これで終了いたしたいと思います。
3. 閉会	